

改正後

個020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 25 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4017

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。

○この明細書の書き方については、**控用の裏面**を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

郵便番号

フリガナ

氏名

住所

フリガナ

氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項

土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等の費用の額

うち居住用部分の金額

4 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分

あなたの持分に係る取得対価の額等

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高

連帯債務に係るあなたの負担割合

住宅借入金等の年末残高

②と⑤のいずれか少ない方の金額

居住用割合

居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高

住宅借入金等の年末残高の合計額

6 特定の増改築等に係る事項

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....

2 障害者(1に該当する方を除きます).....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます).....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例

重複適用

重複適用の特例

※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の⑬の金額を右に転記します。

8 控除証明書の要否

平成26年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

整理欄

住氏

台帳番号

一連番号

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 24 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

FA4016

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。

○この明細書の書き方については、**控用の裏面**を参照してください。

番号

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

郵便番号

フリガナ

氏名

住所

フリガナ

氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

家屋に関する事項

土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等の費用の額

うち居住用部分の金額

4 家屋や土地等の取得対価の額

あなたの共有持分

あなたの持分に係る取得対価の額等

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高

連帯債務に係るあなたの負担割合

住宅借入金等の年末残高

②と⑤のいずれか少ない方の金額

居住用割合

居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高

住宅借入金等の年末残高の合計額

6 特定の増改築等に係る事項

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....

2 障害者(1に該当する方を除きます).....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます).....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例

重複適用

重複適用の特例

※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に二面の⑬の金額を右に転記します。

8 控除証明書の要否

平成25年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

整理欄

住氏

台帳番号

一連番号

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改 正 後

個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成25年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から7のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高12万5千円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高15万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成16年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(⑰の金額()×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(⑰の金額()×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
7	震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高36万円) 円 00
		平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高48万円) 円 00

※1 ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。
※2 ⑮欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特別法の重複適用の特除を受ける場合には、次の⑮欄も記載します。
2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。
その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）	⑮	円 00
震災特別法の重複適用の特除を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑮	円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

二面提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

改 正 前

個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成24年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から7のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成24年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		2	住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =
平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =			⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合			
4	認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日以後に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(⑰の金額()×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(⑰の金額()×0.02+(④-⑰)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00	
7	震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除を選択した場合	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高48万円) 円 00

※1 ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。
※2 ⑮欄のかつこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額となります。

○重複適用又は震災特別法の重複適用の特除を受ける場合には、次の⑮欄も記載します。
2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成します。
その明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい居住の用に供した日の属する年の明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額（居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）	⑮	円 00
震災特別法の重複適用の特除を受ける場合	各明細書の控除額（⑮の金額）の合計額を記載します。	⑮	円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

二面提出用

○二面は一面と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改

正

後

個⑥020

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方 1 ページ目】

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1 から 6 の該当する欄を書き、次に7 により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表 1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表 1)」)といいます。)を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表 2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表 2)」)といいます。)を併せて使用します。

○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)を申告書と一緒に提出しなければなりません。

ただし、既に平成11年分から平成24年分までにこの控除を受けている方が平成25年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ㊸又は㊹(共有持分があるときはそれぞれ㊸×④の①又は㊹×⑤の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表 1)の㉔の⑰又は㉕の⑰の金額をそれぞれ転記します。

(2) ⑤の②欄の記入に当たっては、次によります。

i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×⑤の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表 1)の⑥(共有持分があるときは⑥×⑤の①)の金額を記入します。

ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表 1)の⑯の⑰の金額を転記します。

3 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2 か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 ×

借換え直前の当初住宅借入金等残高
借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。

なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑩の面積は「㉔×⑥の⑦」又は「㉔×⑧の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑥欄の金額(円) ×

④の2欄又は⑤の2欄の金額 (円)
⑥ の ② 欄 の 金 額 (円)

 × ⑤ の ⑦ 欄 又 は ⑧ の ⑦ 欄 の 割 合 (%) = (円)

ii ⑥の⑥欄の金額(円) ×

⑤ の ② 欄 の 金 額 (円)
⑥ の ② 欄 の 金 額 (円)

 × ⑦ の ⑦ 欄 の 割 合 (%) = (円)

改

正

前

個⑥020

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方 1 ページ目】

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1 から 6 の該当する欄を書き、次に7 により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表 1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表 1)」)といいます。)を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表 2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表 2)」)といいます。)を併せて使用します。

○ この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)を申告書と一緒に提出しなければなりません。

ただし、既に平成11年分から平成23年分までにこの控除を受けている方が平成24年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「[平成 □□.□□.□□]」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

(1) ④の②欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ㊸又は㊹(共有持分があるときはそれぞれ㊸×④の①又は㊹×⑤の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表 1)の㉔の⑰又は㉕の⑰の金額をそれぞれ転記します。

(2) ⑤の②欄の記入に当たっては、次によります。

i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、①(共有持分があるときは①×⑤の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表 1)の⑥(共有持分があるときは⑥×⑤の①)の金額を記入します。

ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表 1)の⑯の⑰の金額を転記します。

3 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2 か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 ×

借換え直前の当初住宅借入金等残高
借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

(2) ⑦欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。

なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑩の面積は「㉔×⑥の⑦」又は「㉔×⑧の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たっては、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑧の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑥欄の金額(円) ×

④の2欄又は⑤の2欄の金額 (円)
⑥ の ② 欄 の 金 額 (円)

 × ⑤ の ⑦ 欄 又 は ⑧ の ⑦ 欄 の 割 合 (%) = (円)

ii ⑥の⑥欄の金額(円) ×

⑤ の ② 欄 の 金 額 (円)
⑥ の ② 欄 の 金 額 (円)

 × ⑦ の ⑦ 欄 の 割 合 (%) = (円)

改 正 後	改 正 前
個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方 2ページ目】 (4) ⑨欄は、次の i から xvi に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i 平成25年中に居住の用に供した場合（x、xv及びxviの場合を除きます。）… 2,000万円 ii 平成24年中に居住の用に供した場合（xi、xii、xv及びxviの場合を除きます。）… 3,000万円 iii 平成23年中に居住の用に供した場合（xiii、xv及びxviの場合を除きます。）… 4,000万円 iv 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（xii及びxviの場合を除きます。）… 5,000万円 v 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円 vi 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円 vii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 viii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円 ix 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで又は平成16年中に居住の用に供した場合 … 5,000万円 x 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円 xi 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円 xii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき … 4,000万円 xiii 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円 xiv 平成25年中に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 3,000万円 xv 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 4,000万円 xvi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円 4 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。なお、平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事に要した費用の額」の金額を書きます。 (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。 (注) 1 ⑫の金額が30万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に記載します。 3 ⑬又は⑭の金額が30万円を超えると、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 5 「7（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑬欄に転記します。 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用（新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。）を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。 (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。 (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑭欄に記載します。 ⑭欄は、2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに作成した計算明細書の⑭欄の金額の合計額を、最も新しい居住の用に供した日の属する年の計算明細書にのみ記載します。 ただし、上記②の重複適用については、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額（二面の⑬欄のかっこ内の最高額）のうち最も高い控除限度額が限度となります。 6 申告書への転記等 (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方 ⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成25年4月13日居住開始)を書きます。 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方 ⑨(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成22年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例：平成25年10月13日居住開始)のいずれも記載します。	個⑥020（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方 2ページ目】 (4) ⑨欄は、次の i から xiii に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。 i 平成24年中に居住の用に供した場合（x、xi、xii及びxiiiの場合を除きます。）… 3,000万円 ii 平成23年中に居住の用に供した場合（ix、xii及びxiiiの場合を除きます。）… 4,000万円 iii 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合（ix及びxiiiの場合を除きます。）… 5,000万円 iv 平成20年中に居住の用に供した場合（xiiiの場合を除きます。）… 2,000万円 v 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円 vi 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円 vii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円 viii 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで又は平成15年1月1日から平成16年12月31日までに居住の用に供した場合 … 5,000万円 ix 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円 x 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円 xi 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日以後に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき … 4,000万円 xii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択したとき … 4,000万円 xiii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円 4 「6 特定の増改築等に係る事項」欄 (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。 (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。 (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。なお、平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事に要した費用の額」の金額を書きます。 (4) 「⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。 (注) 1 ⑫の金額が30万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨又は⑫の金額をそれぞれ⑬又は⑭に記載します。 3 ⑬又は⑭の金額が30万円を超えると、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 5 「7（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑬欄に転記します。 また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用（新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。）を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次によります。 (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。 (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑭欄に記載します。 ⑭欄は、2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに作成した計算明細書の⑭欄の金額の合計額を、最も新しい居住の用に供した日の属する年の計算明細書にのみ記載します。 ただし、上記②の重複適用については、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額（二面の⑬欄のかっこ内の最高額）のうち最も高い控除限度額が限度となります。 6 申告書への転記等 (1) 重複適用及び震災特例法の重複適用の特例を受けない方 ⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成24年4月13日居住開始)を書きます。 (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方 ⑨(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成22年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」(例：平成24年10月13日居住開始)のいずれも記載します。